

東北農政局地産地消等優良活動表彰及び地産地消給食等
メニューコンテスト表彰事業実施要領

28北経第1021号
平成28年12月7日

第1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売や加工などの取組を通じて農林漁業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。

また、国産農林水産物・食品の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物・食品の消費拡大を推進していくことも重要である。

こうした中、東北農政局管内の「地域それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の優れた取組・活動」及び「学校給食や企業の社員等を対象に提供される給食、不特定多数の消費者を対象に提供される外食等において、生産者との交流促進等の地産地消の取組を伴った地場産農林水産物・食品を使った優れたメニュー」に対し、東北農政局長賞を授与することにより、地産地消等の更なる取組を促進するものとする。

第2 実施主体

この事業は、関係機関等の協力を得て、東北農政局が実施する。

第3 表彰対象者

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「機構」という。）が定める「地産地消等優良活動表彰実施要領」の第4に規定する表彰対象者、及び「地産地消給食等メニューコンテスト実施要領」の第4に規定するコンテストの参加者のうち、東北農政局管内から応募した団体又は個人とする（ただし、機構が実施する事業において表彰されたものは除く。）。

第4 受賞者の決定

第3の表彰対象者から、別紙「地産地消等優良活動表彰及び地産地消給食等メニューコンテスト表彰事業に係る東北農政局長賞選定基準」に基づき東北農政局長賞の表彰を受ける者を決定する。

第5 受賞者の公表

地産地消等の取組を普及するため、表彰を受けた者について東北農政局ホームページで公表する。

第6 庶務

この事業に係る庶務は、経営・事業支援部地域食品課において行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については東北農政局長が定める。

(別紙)

地産地消等優良活動表彰及び地産地消給食等メニューコンテスト
表彰事業に係る東北農政局長賞選定基準

1 地産地消等優良活動表彰

(1)及び(2)を満たしていること。

(1) 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構(以下、「機構」という。)が定める「地産地消等優良活動表彰実施要領」の第6の1に規定する審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の採点結果において、対象者の得点が満点の過半となっていること。

(2) 審査委員会の審査委員の一人以上が「上位3件に入るもの」として対象者を選定していること。

2 地産地消給食等メニューコンテスト表彰

(1)及び(2)を満たしていること。

(1) 機構が定める「地産地消給食等メニューコンテスト実施要領」の第6の1に規定する審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の採点結果において、対象メニューの得点が満点の過半となっていること。

(2) 審査委員会の採点結果において、「地産地消給食等メニューコンテスト審査基準」の3つの項目別採点基準のABCによる配点で、対象メニューにおいてCの数が1以下であること。